

鹿屋航空分遣隊除籍後における急患搬送体制について

1 これまでの離島急患搬送体制

- ・ 本県では、離島における救急患者について、夜間や悪天候により民間の航空機や船舶のほか、本県のドクターヘリや消防・防災ヘリでの対応が困難な場合においては、海上自衛隊第22航空隊鹿屋航空分遣隊又は陸上自衛隊第15旅団や第十管区海上保安本部に要請を行い、搬送を実施していただいていたところである。
- ・ このうち、鹿屋航空分遣隊においては、昭和36年以来、多くの急患搬送を実施していただき、県民の安心と安全の確保に多大な役割を果たしていただいていたところであるが、同分遣隊のヘリは今月には除籍されることとなっている。

2 除籍後の離島急患搬送体制

夜間や荒天時における本県の離島急患搬送については、陸上自衛隊第15旅団、陸上自衛隊高遊原基地、航空自衛隊新田原基地、鹿屋第212教育航空隊、第十管区海上保安本部のヘリ等での対応を行うこととしている。

急患搬送の要請手順及び仮通報（イメージ）

